伊勢崎市情報公開審查会 会長 吉田 京子 様

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆 (総務部総務課情報公開係)

情報公開制度の見直しについて(諮問)

このことについて、伊勢崎市情報公開条例(平成17年伊勢崎市条例第17号)第20条第 2項の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

なお、市民の多様な意見を反映する機会を確保するため、貴審査会における審議の過程において、伊勢崎市市民参加条例(平成18年伊勢崎市条例第15号)第6条第2号に規定するパブリックコメント手続の実施など、市民参加に係る手続を実施したいと考えていますので御配慮ください。

記

## 1 諮問事項

- (1) 情報公開制度の基本的なあり方
- (2) 伊勢崎市情報公開条例において改正すべき事項

## 2 諮問の趣旨

伊勢崎市情報公開条例の全面的な改正を行ってから3年が経過し、その間、市民の情報公開制度に対する関心も高まっており、行政情報の公開請求の内容、市民の制度運用に対する要望等も多様化してきています。その中で、本来の目的にそぐわない形で情報公開制度が利用される事例も目立つようになってきました。

このような状況において、これまで同条例の規定に基づき、市民からの行政情報の公開請求に対して適切に対応するとともに、公開請求の対象となる行政情報の管理の徹底を図ってきましたが、今後、市民と行政との協働によるまちづくりの推進に情報公開制度がより効果的に寄与するものとして、的確に機能することが求められます。

また、公文書等の管理に関する法律(平成21法律第66号)が平成21年7月1日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされました。

そこで、本市の情報公開制度が市民に分かりやすく、利用しやすいものとして運用することができるよう、そのあり方について、これまでの同制度の運用状況、運用上の課題等を踏まえ、専門的かつ幅広い見地から貴審査会の意見を求めるものです。